# 審議会報告

『新型コロナウイルスワクチン接種 WEB 予約システム』に係る 個人情報の取り扱いについて

令和5年2月28日

大阪府健康医療部ワクチン接種推進課

# 目次

1	新型コロナウイルスワクチン接種 WEB 予約システムについて	•	•	•	•	•	•	•	• 1
(1)	システムの概要								
(2)	システムの目的								
2	提供する個人情報について	•	•	•	•	•	•	•	• 1
3	利用者と利用形態	•	•	•	•		•		• 1
4	利用状況	•	•	•	•		•		• 1
(1)	初回接種(1,2回目接種)								
(2)	第1期追加接種(3回目接種)								
(3)	第1,2期追加接種(3,4回目接種)、令和4年秋開始接種								
5	大阪府個人情報保護条例第8条との関係	•	•	•	•	•	•	•	. 2
(1)	公益上の必要性								
(2)	個人の権利利益の保護対策								
6	まとめ	•	•	•	•	•	•	•	• 3
【別	<b>』添】</b>								
1	WEB 予約の流れ(別紙1)								
2	! 新型コロナウイルスワクチン接種 WEB 予約システム利用規約	(別	J紙	2	)				

#### 1 新型コロナウイルスワクチン接種 WEB 予約システムについて

#### (1) システムの概要

新型コロナウイルスワクチン接種 WEB 予約システム(以下「本システム」という) は、大阪府が設置した新型コロナウイルスワクチンの大規模接種会場(以下「府接種会場」という)における接種対象者の予約を行うシステムである。

#### (2)システムの目的

新型コロナウイルスワクチンの接種は大臣指示通知にて指定された対象者について原則、居住地において接種を受けられることとされており、府接種会場では市町村が発行した接種券の内容を確認のうえ、対象者に接種を行っている。接種対象者の確認を接種会場のみで行う場合、情報の精査に時間を要することが見込まれ、精査時間を短縮した場合は誤った対象者への接種を行うリスクを高めることとなる。

そのため、本システムを導入し、接種対象者において事前に情報等を登録すること で、被接種者本人と受付で二重に確認を行い、受付業務の効率化及び誤接種の回避を図 る。

2 提供する個人情報(利用者情報)について

接種券番号、氏名、氏名カナ、生年月日、郵便番号、住所、電話番号、

メールアドレス\*

※メールアドレスについては、任意項目である。

#### 3 利用者と利用形態

- (1)利用者 府接種会場にて接種を希望する者
- (2) 利用形態 府接種会場での接種予約、変更、キャンセル及び予約状況の確認
- (3) 利用端末 インターネット回線に接続したパソコンやスマートフォン等
- (4)利用の流れ 別紙1参照

#### 4 利用状況(R5.1 末現在)

(1) 初回接種(1,2回目接種) 開設期間:R3.6.19~R3.12.25

接種会場	接種人数	接種規模(日単位)
マイドームおおさか	361,760人	3,300人
新別館	6,873人	1,000人
合計	368,633 人	4,300人

#### (2) 第1期追加接種(3回目接種) 開設期間: R4.1.25~R4.7.29

接種会場	接種人数	接種規模(日単位)
新別館(南館・北館)	63,660 人	2,200人
咲洲	10,051人	400 人
心斎橋	36,551人	2,400 人
堺	6,157人	400 人
高槻	6,631人	400 人
合計	123,050 人	5,800人

#### (3) 第1,2 期追加接種(3,4 回目接種)、令和4年秋開始接種 開設期間:R4.6.24~R5.3.25

接種会場	接種人数(1.31 時点)	接種規模(日単位)	
心斎橋	105,099人	1,500人	
合計	105,099 人	1,500人	

#### 5 大阪府個人情報保護条例第8条との関係

第4項における公益上の必要性及び個人の権利利益の保護対策は以下のとおり。

# (1) 公益上の必要性

新型コロナウイルスの感染拡大が懸念される状況下において、市町村のワクチン接種 業務を補完する観点から、大阪府では大規模接種会場を設置し、ワクチン接種を希望す る府民が1 日も早く接種を受けられるよう、体制確保に努めてきたところである。

しかし、1日最大 5,800 人もの接種にかかる予約状況を迅速に処理するためには、本システムを導入しなければ対応は困難である。

また、新型コロナウイルスワクチン接種については、接種対象や接種間隔、回数等に 関する基準を満たしていることが予約時の前提条件となるため、誤接種等を未然に防ぐ ためにも、個人情報の登録を必須としなければ業務が達成できず、本システムは公益上 必要なものである。

#### (2)個人の権利利益の保護対策

#### (ア) 基本的な考え方

インターネットにより提供される情報は、接種対象者が入力した利用者情報であり、その情報にアクセスできるのは、接種対象者のほか、大阪府及び委託事業者のみである。

## (イ)情報の本人の同意の確実性の基準

本システムの利用にあたっては、利用規約(別紙2)への同意を必要としており、 予約システムのページ上で本システムの利用規約を掲載し、周知している。

#### (ウ)情報の管理体制の基準

- ・技術的セキュリティの確保 利用者が本システムを利用する際、通信を暗号化(SSL/TLS)すること で、情報の流出を防止する。
- ・アクセス権の制限 利用者は登録された3点認証(市区町村コード、接種券番号、生年月日)により アクセス制限をおこない、情報の漏洩を防止する。

## 6 まとめ

以上のとおり、本システムは公益性が大きく、被接種者の利便性向上、職員の業務の効率化を図ることができ、新型コロナウイルスワクチンの接種の促進に大きく寄与するものであるため、個人の権利利益を不当に侵害する恐れはないものと考える。